

第1章 特別支援教育の動向と支援の可能性

干川 隆
(熊本大学教育学部)

1. はじめに

特殊教育から特別支援教育の移行の中で、多くの教師が軽度発達障害のある児童生徒への支援について興味をもち、以前にも増して支援が行われるようになってきている。しかし、通常の学級担任からは、「障害のある子どものことは、専門家に任せておけば良い」、「うちの学校では、特別支援教育として特殊学級（特別支援学級）の子どもに取り組んでいる」などの声を聞くことがある。特別支援学級の担任や特別支援学校の教師からは、「目の前の子どもに対応しているのに手一杯なのに、なんで自分たちが通常の学級にいる学習障害等の子どもに対応しなければならないのか」という意見を聞くこともある。また、通常の学級にいる学習障害等の診断名をもつ児童生徒には手厚い支援が提供されているのに、診断名を持たないが学習につまずきがあり授業にほとんど参加することのできない児童生徒がほとんど支援されていない状況も生じている。

そこでこの章では、これまでの地域貢献事業等の講義を踏まえて知識の習得を中心としたプログラムとして、特別支援教育の動向と今後の支援の可能性について論じるものである。

2. 特殊教育から特別支援教育へ

1) 特別支援教育に向けた取り組み

表1には、文部科学省を中心とした特別支援教育体制整備に関する施策実施の経過を示した。特別支援教育という名称は、平成13年1月の省庁再編に際して、文部科学省内の特殊教育課の名称が特別支援教育課に変更となったことから、始まっている。その後、文部科学省内で二つの調査研究協力者会議が報告書を明らかにし、特別支援教育の流れを方向づけた。さらに、文部科学省内だけでなく、総理府を中心とした「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」が平成14年12月に策定され、教育に関してはガイドラインと個別の教育支援計画の作成が達成期限と共に記載された。その結果、

表1 特別支援教育体制整備に関する施策実施の経過

- 「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」（平成13年1月）。
- 「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の策定（平成14年12月）。
- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）。
- 「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月）。
- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育審議会（平成17年12月）。
- 「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月公布）。

平成16年1月には「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」（以下ガイドライン）が発表され、特殊教育諸学校を中心に「個別の教育支援計画」が検討されてきた。

これまでの調査研究協力者会議の提案は中央教育審議会において審議され、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が出され、それを踏まえて「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に公布され、平成19年4月から、全ての学校で特別支援教育が実施される。

では特別支援教育は、これまでの特殊教育とどのように異なるのであろうか。特別支援教育とは「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」と定義されている（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、2003）。つまり、特別支援教育とは、これまでの特殊教育諸学校や特殊学級・通級による指導の対象となっていた児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍している児童生徒にも支援を行うのである。このことは、通常の学級の中に学習障害等の障害のある児童生徒がいることを認めたものであり、その支援を積極的に行うという点で、これまでのわが国の施策の大きな変換である。

2) 特別支援教育を支える背景

教師の中には、特別支援教育は一部の行政官の思いつきであると誤解している者がいる。果たして、特別支援教育は一部の人の思いつきのようなものであろうか。今日の福祉の動向や世界的な教育の動向を見ると、特別支援教育は起るべくして起ったものとして理解することができる。そこには、これまでの考えの枠組みとしてのパラダイムの変換が求められているのである。

福祉では、障害のある人が地域の中で生活するというノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者基本計画に基づきバリアフリーの建物も増えている。国連では、障害者権利条約が検討されており、その第24条では障害のある人が障害を根拠として一般教育制度から排除されないこと、ならびに障害のある子どもが障害を根拠として無償かつ義務的な初等教育及び中等教育から排除されないことが記載されており、このインクルージョンの条項が批准されようとしている（中澤、2007）。さらに超高齢化社会の到来は、障害者に限らず、高齢により特別な支援を必要とした人が増加したときの具体的な支援策を要請するものである。

3) 特別支援教育による主な変化

平成18年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」では、学校教育法が改正され、主にこれまでの盲・聾・養護学校の名称が特別支援学校の名称変更と通常教育での特別支援教育が位置づけられたことになる。特別支援学校の名称変更は、対象児童生徒の増加、障害の重度・重複化、基本的な考え方の転換を反映したものである。さらに、今回の改正では学校教育法第71条の3において、特別支援学校がセンター的な機能を発揮することが法律上規定されたことになる。すでに多くの学校では、地域での特別支援教育のセンター的な役割を果たすために小・中学校への具体的な支援を実施しており、さらに地域ネットワークづくりに取り組んでいる（上野、2007）。

また、第75条では、特殊学級が特別支援学級へと名称変更について記載されており、さらにその第

1項では小・中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園において特別支援教育が実施されることが記載されている。このことは、これまで障害のある子どもの教育を特殊学級に任せてきた通常の学校において、学校全体が特別支援教育に取り組むことをさらに法律によって裏づけたことになる。これによって平成19年度からの特別支援教育の完全実施が可能になるであろう。

3. 特別支援教育の推進

1) 特別支援教育コーディネーターの役割

現在、ほとんどの学校において特別支援教育コーディネーターが指名されている。ガイドラインによれば、特別支援教育コーディネーターの役割は、①校内の役割（校内委員会のための情報の収集・準備、担任への支援、校内研修の企画・運営）、②外部の関係機関との連絡調整などの役割（関係機関の情報収集・整理、専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整、専門家チーム・巡回相談員との連携）、③保護者に対する相談窓口、である。

学校によっては支援体制がなく、特別支援教育はすべて特別支援教育コーディネーターに任せてあるというところもある。しかし、コーディネーターは学校組織と別に存在するのではなく、学校内の支援体制があって初めて活動することができるであろう。

2) 校内での特別支援教育の取り組み

学校や教師の学習障害等の発達障害の理解は進み、以前に比べてきめの細かな支援が提供されるようになってきた。この節では、特別支援教育に取り組んでいる学校の発展段階をまとめて、第1段階（混乱期）、第2段階（定着期）、第3段階（発展期）に分けることにした。

第1段階（混乱期）の状況

この段階では、教師がまだ特別支援教育に対して誤解をもっている段階である。具体的には、「人やお金のないために特別支援教育はできない」、「通常の学級に障害のある子がいるために、全体の授業のレベルを下げないといけない」などの声である。これらは、支援を必要とする子どもが目の前にいるにもかかわらず、具体的な問題を解決できない言い訳とも解釈できる。また、学校内で特別支援教育のことはコーディネーターに任せておけば良いという風潮があること、あるいは校内委員会は設置されているが機能してない、保護者に対する理解啓発が進んでいないなどがこの段階の状況である。

第1段階（混乱期）での対応

もしも、自分の学校が第1段階にあると認識したならば、次のような手だてが考えられる。まず、発達障害に対する正しい理解促すための啓発活動が必要である。今日、発達障害や特別支援教育に関する情報は、書籍はもとよりインターネット上の各県の教育センターのウェブサイトから、容易に入手することができる。このような情報を校内に提示しさらに校内研修会を実施することで、障害のある子どもの理解を深めることができるであろう。

また、特別支援教育は「特別なことを改めてすること」との誤解に対応しなければならない。特別支援教育は、通常の学級に在籍する学習障害等の児童生徒に積極的に支援を提供することである。このため教科教育などで培ってきたノウハウや、学級経営や生徒指導のノウハウは、たとえ学習障害のある児童生徒であったとしても役に立つに違いない。また、認知的なアンバランスさへの対応や課題分析などの特殊教育がこれまで培ってきたノウハウも大いに役に立つ。つまり、特別支援教育はこれまでの通常教育と特殊教育との連携であると説明すると、多くの通常教育の教師は受入れやすいよう

だ。

さらに学校という組織の文化や気質を変えるためには、企業改革のノウハウが役に立つ。気楽にまじめな話し合いを行う場としてのオフサイトミーティングの実施（柴田，1998）は、学校組織を改革する上でも一助となるであろう。また、PTAの通信や講演会を通じて、保護者に対して軽度発達障害や特別支援教育の情報を提供することも重要であろう。

第2段階（定着期）の状況

これは、校内委員会ができていないが十分に機能していない段階である。具体的には話し合う時間が十分にとれず、具体的な対応策というよりも全体の共通理解に留まっている段階である。また、校内委員会のメンバーが全員揃うことがあまりないなどの段階である。また、学級担任や教科担任によって温度差があり、熱心に取り組んでいる先生もいればそうでない場合もある。さらに一部の教師はうまく対応しているのに、学校全体にそれが広まっていない状況である。

第2段階（定着期）での対応

この段階を変えるためには、コーディネーターは戦略をもつことが必要である。ここでいう戦略とは、校内の支援体制を3ヶ年計画で変える計画を立てて、それを実行するための作戦である。具体的には、柔軟な校内委員会を機能させることである。このためには、中心となる教師にしばらく小回りのきく委員会をもつことや、大きな学校では学年会を十分に機能させることになるであろう。また、ケース会議が問題解決まで話し合えるようにし、その成果を評価しあえる体制を作ることが必要である。

また、すべてのことを専門家に任せるのではなく、学校で解決できる問題と専門家の専門性を生かして解決できる問題など、コーディネーターを中心にそれぞれの児童生徒のもつニーズを評価することが必要である。

第3段階（発展期）の状況

この段階では、教師がかなり柔軟に具体的な対応を行っており、校内委員会もうまく機能している段階である。教師がお互いに連携を意識し、協力しながら支え合っている体制である。その結果、児童生徒には様々な支援が提供される。

この状況においても、課題がないわけではない。まず、支援体制が児童生徒中心というより、教師中心でないかどうかを検討する必要がある。学校によっては、教師の形式的平等論から、教師が一律に例えば週に1時間は特別支援教育に携わることが規定されているところもある。

また、中心となって活躍している教師がいるときは良いが、その教師が異動になったときに現在の体制を維持することができるかを、考えておく必要がある。

さらに、校内の問題解決力が高くなったならば、地域の問題解決力を高める必要がある。

第3段階（発展期）での対応

本来、特別支援教育が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するのであれば、教師の都合で支援が決定されることはないのではないかと考える。このためには、子どものニーズを把握し、そのニーズに応じた支援を提供するための個別の指導計画の作成が必要になるであろう。また、特別支援学級等の弾力的運用、さらには外部資源（特別支援学校・福祉機関・ボランティア等）の活用も必要である。

次に、活躍している教師が異動になった後に現在の機能を維持するためには、複数名のコーディネーターを指名しておき、持っているスキルの引き継ぎを可能にしておくことが大切である。こうすることによって、学校の財産として特別支援教育のノウハウが蓄積されることになる。

さらに、コーディネーターは学校内では一人で孤軍奮闘することも多い。このため地域でコーディネーターの横のつながりを作ることによってお互いを支え合い、さらに地域で情報を交換し研修会を開催するなど、地域での研修・勉強会を実施することによって、学校だけでなく地域の戦略をもつことができるようになる。

この段階の成功により、多くの子どもたちが支えられ、多くの教師がお互いに支えられ支え合っているという成功体験を積むことになるであろう。

4. 最後に一特別支援教育の目指すもの

「特別支援教育が目指すものは、いったい何か」という質問を受けることがよくある。特別支援教育が目指すものは最終的にはソーシャル・インクルージョンであろう。現在、わが国は、欧米諸国を抜いて世界で一番高齢者の多い国となった。超高齢化社会の出現は、これまでの「障害者」という考えを変える必要がある。高齢になったときに、誰もが特別な支援を必要とするのであり、例えば認知症や身体障害を持つようになったからといって、地域から引き離されないような社会を作る必要がある。特別支援教育を推進することは、これからの社会を担っていく子どもたちが、障害の有無にかかわらずニーズに応じて教師により支援される姿を間近に見ることになる。このことは、もしも異質な人がいたときに、その人たちと共に生きていくために「何をしたらよいか」を見いだすことにつながるであろう。

特別支援教育が目指しているのは、このような共生社会であるに違いない。

文献

文部科学省調査研究協力者会議（2001）. 21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）.

中澤恵江（2007）. 基本合意に至った国連障害者権利条約―「第24条教育」に焦点を当てて―. 特別支援教育研究, 593, 56-57.

柴田昌治（1998）. なぜ会社は変わらないのか. 日本経済新聞社.

上野哲司（2007）. 知的障害養護学校におけるセンター的機能の現状. 特別支援教育研究, 593, 2-3.